平成２２年（フ）第２１６号
沖縄県宜野湾市大山２丁目20番６号
債務者　宮城　盛一
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　潤二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年３月29日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１５号
長崎県長崎市深堀町３丁目142番地
債務者　濵口　　洋
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒岩　英一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９４号
横浜市旭区川井本町22番地
債務者　石井　亮一
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　　満
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１５号
愛知県清須市西枇杷島町小田井３丁目８―９マンションしらかば２Ａ、住民票上の住所名古屋市西区稲生町４丁目９番地の２
債務者　伊藤　錦二
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝日　裕晶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月21日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９号
大津市一里山３丁目12番33号　コーポラス間宮Ⅱ314
債務者　奥田　厚子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　肱岡　勇夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月27日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６４号
大阪府泉佐野市下瓦屋１丁目２番48号リバーサイドハウス松浪205
債務者　西村　元宏
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本岡　文亜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９４２号
広島市南区金屋町８番８―401号
債務者　讃岐　大輔
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　胡木　健志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６５号
愛媛県東温市田窪1377番地１
債務者　東　　順江
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野垣　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月16日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１号
熊本県玉名郡玉東町大字稲佐36番地１
債務者　北里　公博
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　誠司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（フ）第２０号
宮城県遠田郡美里町二郷字砂山川原24番地１
債務者　佐藤清一郎
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　開発　健次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
兵庫県伊丹市中央４丁目５番６号　オアシス千歳、前住所兵庫県川西市加茂２丁目１番22―403号
債務者　横田　憲治
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　歓子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６０４号
北海道茅部郡森町字砂原西３丁目47番地の23
債務者　梶谷　有希
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５０号
函館市本通２丁目41番５号
債務者　森岡　信孝
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５１号
北海道北斗市追分１丁目17番３号
債務者　飯田　秀紀
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５２号
函館市高丘町３番１号
債務者　市川　義勝
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５３号
函館市千代台町19番５号
債務者　三浦　敏夫
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５３４号
奈良県香芝市真美ヶ丘６丁目９番29―303号、前住所奈良県香芝市真美ケ丘６丁目９番５―503号
債務者　原田　照幸
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係